

## 入札公告（造林事業請負）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

### 1 競争入札に付する事業の概要

(1) 事業名及び事業内容、履行場所等

事業名、事業内容及び履行場所等は次のとおりとする。

なお、明示のないものについては、入札物件毎の物件明細書による。

1号物件 事業名：造林事業（下刈作業）請負（大分中部）

事業内容：下刈作業 31.18ha

林道刈払作業 2.51ha（6, 270m）

履行場所：大分県臼杵市水呑場国有林 60い林小班外 10

履行期限：契約締結日の翌日から令和6年8月20日まで

等級区分：C等級、B等級又はD等級

2号物件 事業名：造林事業（下刈作業）請負（大分南部）

事業内容：下刈作業 19.54ha

履行場所：大分県佐伯市長野国有林 159い1林小班外 9

履行期限：契約締結日の翌日から令和6年8月20日まで

等級区分：C等級、B等級又はD等級

(2) 本事業は、入札等を電子調達システムにより行う対象事業である。なお、電子調達システム (<https://www.geps.go.jp/>) によりがたいものは、別添「電子入札案件の紙入札方式での参加について」を提出し発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(3) 本事業には、令和6年3月1日以降の公共工事設計労務単価を適用する。

(4) 本事業は、令和6年度当初予算が成立し、予算執行手続きが整ったことを条件とする事業であり、入札日までに予算執行が整わなかった場合は、本事業の入札の執行を中止する場合がある。

### 2 競争参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次の全てに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号（以下「予決令」という。））第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 令和4・5・6年度全省庁統一資格の「役務の提供等（その他）」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加資格に関する公示（令和4年2月15日）に基づき、当該公告物件の予定価格の金額に相当する等級に格付されている者であること。

物件毎に必要なとする格付等級は、上記1（1）の（各物件ごとの）格付等級とする。

(3) 令和4・5・6年度全省庁統一資格の競争参加を希望する地域において「九州・沖縄」を選択している者であること。

- (4) 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、次の全ての要件を満たす者であること。
- ア 事業を共同連帯して請負うことを目的に結成された共同事業体であり、目的等必要な事項を明らかにした協定書を締結していること。
  - イ 共同事業体の構成員の全てが全省庁統一資格の「役務の提供等（その他）」を有していること。
  - ウ 共同事業体の構成員が当該発注案件に対して単体企業として入札を行わないこと。
  - エ 共同事業体の等級は、構成員のうち、代表者の等級が上記1（1）に定める等級を有していること。
- (5) 「会社更生法」（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、「民事再生法」（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示（令和4年3月31日）」9（2）に規定する手続をした者を除く。）でないこと。
- (6) 平成20年4月1日から令和5年3月31日までの間に完了した当該事業と同種の事業（地拵、植付、下刈、つる切、除伐、除伐Ⅱ類、枝打、保育間伐（本数調整伐を含む。）及び、衛生伐等の造林事業をいう。以下「同種事業」という。）を実施した実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、下請に係る実績も含む。以下同じ。）を有すること。  
なお、当該事業と同種事業について、令和3年4月1日から令和5年3月31日の間に「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について」（平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知）による事業成績の評定を受けたことがある場合においては、入札しようとする者の2年間の契約毎の評定点の合計を契約件数で除した平均点が65点以上であること。
- (7) 当該事業に配置を予定する技術者（現場代理人）は、入札参加者が本公告の前から直接雇用している者であるとともに、上記（6）に掲げる同種事業に3年以上従事しており、事業の適正な実施が見込める者であること。
- (8) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範）林業」に沿って、作業の安全対策に取り組んでいること（規範の内容に相当する既存の取組を含む）。  
注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範）林業」及び「作業安全規範（個別規範）解説資料（林業 個別事業者向け）」は農林水産省ホームページに掲載。  
URL：[https://www.maff.go.jp/j/kanbo/sagyou\\_anzen.html](https://www.maff.go.jp/j/kanbo/sagyou_anzen.html)
- (9) 当該事業において、労働安全衛生法に基づき必要とされる資格等を有している者を配置できること。
- (10) 以下に定める届出をしていない事業者でないこと。
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
  - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
  - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (11) 「競争参加資格確認申請書」（以下「申請書」という。）及び、「競争参加資格確認資料」（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）又は、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について」（平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

(12) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、会社等又は会社等の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

(ア) 親会社等と子会社等の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

(ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他個人事業主、中小企業等協同組合法又は、森林組合法等に基づき設立された法人等であって上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(13) 当該事業の作業方法について、筋刈の作業方法により実施することが可能な者であること。

### 3 競争参加資格の確認等

#### (1) 競争参加資格の確認

本入札の参加希望者は、上記2に掲げる競争入札に参加する資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

#### (2) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)の認定を受けていない者も次に従い、申請書等を提出することができる。この場合において、上記2(1)及び、(5)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に上記2(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加する際には、開札のときにおいて上記2(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、共同事業体を結成し入札に参加する場合も上記2(4)ア～エ同様の扱いとする。

#### (3) 申請書等の提出期間、場所及び方法等

ア 提出期間：令和6年4月1日から令和6年4月12日までの土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く毎日、9時から17時まで（正午から午後1時までを除く。）。

なお、郵送の場合は期限内必着とする。

イ 場 所：〒870-0005

大分県大分市王子北町3番46号

大分森林管理署 業務グループ 森林育成担当

電話 097-532-9281

メールアドレス：E-mail：ky\_ooita@maff.go.jp

ウ 提出方法：申請書等は、入札説明書に示す様式により、電子メールによる場合は、上記イに示すメールアドレスに送信し、提出した旨を電話により通知すること。紙提出による場合は、上記イの場所に代表者又はそれに代わる者が持参して提出する（若しくは郵送（郵便書留に限る）により提出する）ものとする。（なお、郵送の場合は期限内必着とする。）

#### （４）資料の内容

ア 全省庁統一資格

全省庁統一資格の資格確認通知書の写し

イ 事業実績

同種事業に係る実績（自己山林を含む事業実績。）

令和３年４月１日から令和５年３月３１日までの期間において、「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について」（平成２０年３月３１日付け１９林野国業第２４４号林野庁長官通知）による事業成績の評定を受けたことがある場合はその写し

ウ 配置予定の技術者及び従事予定者の資格等

配置予定の技術者及び従事予定者の資格、経歴、同種の事業に係る経歴等（複数の候補者でも可）

エ 共同事業体を結成し入札に参加する場合

共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及び、その他の構成員、目的等が分かる協定書の写し

なお、資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

オ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範）林業」に沿った作業安全対策への取組状況

（５）上記（３）に規定する期限までに申請書等を提出しない者又は、競争参加資格がないと認められた者は本入札に参加できない。

（６）競争参加資格の有無については、令和６年４月１８日までに競争参加希望者へ（電子調達システムまたは）書面により通知するが、通知期日を経過しても書面が到達しない場合には、競争参加希望者は令和６年４月１９日までに提出先に確認をとること。

なお、競争参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

（７）上記（６）の通知において、競争参加資格がないと認められた者は、その参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面（様式は自由とする。）により説明を求めることができる。

（ア）請求期限：令和６年４月３０日１７時

（イ）請求場所：上記（３）イに同じ。

（ウ）請求方法：書面は、電子メールによる場合は、上記（３）イに示すメールアドレスに送信し、提出した旨を電話により通知すること。紙提出による場合は、代表者又はそれに代わる者が持参するか若しくは郵送（郵便書留に限る。）により提出する。なお、郵送の場合は期限内必着とする。

（エ）回 答：令和６年５月７日までに書面により回答する。

## ４ 入札手続等

（１）担当部局

〒870-0005

大分県大分市王子北町３番４６号

大分森林管理署 総務グループ  
電話 097-532-9281  
メールアドレス：E-mail：ky\_ooita@maff.go.jp

(2) 入札説明書、物件明細書、契約約款及び標準仕様書等の交付期間及び場所等

- ア 交付期間：令和6年4月1日から令和6年5月7日までの土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く毎日、9時から17時まで（正午から午後1時までを除く。）。
- イ 場 所：〒870-0005  
大分県大分市王子北町3番46号  
大分森林管理署 総務グループ  
電話 097-532-9281
- ウ 交付資料は無料である。
- エ 交付する資料は、競争参加希望者が持参する電子媒体（USBメモリー、DVD又はCDに限る。）により提供を受けることができる。

(3) 入札及び開札の日時、場所

入札書は電子調達システムにより提出すること。ただし承諾を得て紙入札による場合は、持参すること。

ア 日 時

（郵送による入札を認める。）その場合は書留扱いとし、令和6年5月7日17時までに必着とする。

各物件の入札及び開札の日時は下記のとおりとする。

物件番号	電子調達システム		紙入札方法による場合の入札受付締切	開札日時
	入札受付開始	入札受付締切		
1	令和6年5月1日 9時00分～	令和6年5月8日 10時00分	令和6年5月8日 10時00分	令和6年5月8日 10時05分～
2	令和6年5月1日 9時00分～	令和6年5月8日 10時30分	令和6年5月8日 10時30分	令和6年5月8日 10時35分～

イ 紙入札方式による入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

また、「郵送による場合は、入札書と一緒に競争参加資格があると確認された旨の通知書を同封すること。また、開札の結果が不落となり、再度の入札を行うこととなった場合、郵送による入札者はこの再度入札に参加できないことをあらかじめ了解の上入札を行うこと。」

## 5 入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

- ア 受領期間：令和6年4月1日から令和6年4月26日まで。  
持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日、9時から17時まで。
- イ 提出場所： 3（3）イに同じ。
- ウ 提出方法：書面は、電子メールによる場合は、上記3（3）イに示すメールアドレスに送信し、提出した旨を電話により通知すること。紙提出による場合は、代表者又はそれに代わる者が持参するか若しくは郵送（郵便書留に限る。）により提出する。なお、郵送の場合は期限内必着とする。

(2) (1)の質問に対する回答書は、書面により回答するので確認すること。また、次のとおり閲覧にも供するとともに、九州森林管理局のホームページ([https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/apply/publicsale/koukoku\\_qanda/koukoku\\_q-a.html](https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/apply/publicsale/koukoku_qanda/koukoku_q-a.html))に掲載する方法により公表する。

ア 期間：令和6年5月1日から令和6年5月7日までの休日を除く毎日、9時から17時まで。

イ 場所：3(3)のイに同じ。

## 6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口  
上記3(3)イに同じ。

(3) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除する。

イ 契約保証金 免除する。

(4) 事業費内訳書の提出

入札物件の第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した事業費内訳書を入札書とともに提出すること。

なお、当該事業費内訳書未提出の入札は、無効とする。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者（分任支出負担行為担当官等により競争参加資格があることを確認された後に、指名停止を受ける等により、入札時において上記3の競争参加資格に掲げる事項を満たさない者を含む。）のした入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者のした入札及び、入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取消す。

この場合においては、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）第1第1項の規定に基づく指名停止又は第10の規定に基づく書面若しくは口頭での警告若しくは注意の喚起を行うことができる。

(6) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中から、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、予定価格が1千万円を超える事業について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(7) 契約書作成の要否

契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

(8) 本事業については、受注者が追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染防

止対策を実施する場合に設計変更の協議の対象となる。受注者からの申し出により、受注者による業務計画書への反映と確実な履行を前提として設計変更を行い、必要に応じて請負代金額の変更や履行期間の延長を行う。

(9) 本公告に記載なき事項は入札説明書等による。

以上、公告する。

令和6年3月29日

分任支出負担行為担当官  
大分森林管理署長 坪木 直文

本公告に係る工事（又は業務、事業等）請負（又は委託）契約における契約約款は、こちらから

[http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/kouhyou/keiyaku\\_yakkan/index.html](http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/kouhyou/keiyaku_yakkan/index.html)

仕様書等は、こちらから

[http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/tisan/announce/sinrindoboku\\_tyousasiyousyo.html](http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/tisan/announce/sinrindoboku_tyousasiyousyo.html)

ダウンロードしてください。詳しくは当森林管理局のホームページをご覧ください。

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とすることとしますのでご承知おきください。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなど綱紀保持対策を実施しています。詳しくは当ホームページ「発注者綱紀保持について」

<http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/apply/publicsale/koubo/index.html>  
をご覧ください。